

市税に関する文書の誤送付について

下記のとおり市税に関する文書の誤送付がありましたので、ご報告します。
この度は、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 内容

令和5年8月2日、本陣市税事務所市外滞納整理課の職員が、A氏の差押調書を誤ってC氏の住所宛てに送付した。同月4日、C氏の郵便物の転送先となっていたB氏からA氏宛ての文書が届いていると連絡があり、誤送付が発覚した。

2 漏洩した情報

A氏の氏名、住所、滞納市税の種類及び金額並びに預金情報（金融機関、支店、口座番号） ※マイナンバーは記載されていない。

3 原因

A氏はC氏の相続人であり、差押調書の送付先をC氏からA氏に修正して送付すべきところであったが、誤ってC氏のまま送付した結果、C氏の郵便物の転送先となっていたB氏に送付された。

また、文書を送付する際に送付先が正しいことを複数職員で確認することとなっているが、その確認が不十分であった。

4 対応

B氏を訪問し謝罪するとともに、誤って送付した差押調書を回収した。

A氏に対しては、改めて差押調書を送付するとともに、状況の説明と謝罪を行う予定である。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて個人情報の重要性を職員に周知する。

また、書類の発送時における送付先の複数人での点検を徹底するとともに、相続人の送付先情報入力時の取扱いについて見直しを検討する。

（ 財政局本陣市税事務所市外滞納整理課
電話番号：電話 052-433-4036 ）